

認可外保育施設におけるＩＣＴ化推進等事業実施要領

1 事業の目的

認可外保育施設における業務のＩＣＴ化等を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 対象施設

(1) 3 (1) の事業を実施する場合

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 に基づく届出を行っている認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）とする。

(2) 3 (2) の事業を実施する場合

児童福祉法第 59 条の 2 に基づく届出を行っている認可外保育施設であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成 17 年 1 月 21 日付雇児発 0121002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める証明書の交付を受けている又は交付予定の施設とする。

3 対象事業

(1) 認可外保育施設が保育従事者の業務負担を軽減し、事故防止につなげるため、園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入するために要した初期費用（機器の導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。）の一部を補助する。なお、機器の導入に当たっては、上記の機能に加え、保育に係る計画・記録に関する機能、保護者との連絡に関する機能、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、必要に応じて保育従事者の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。

(2) 認可外保育施設が保育従事者の業務負担を軽減し、事故防止につなげるため、保育に係る計画・記録に関する機能を有する機器を導入するために要した初期費用（機器の導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。）の一部を補助する。なお、機器の導入に当たっては、上記の機能に加え、保護者との連絡に関する機能、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、必要に応じて保育従事者の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。

4 留意事項

(1) 園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入する認可外保育施設においては、適切な登降園管理が行われるよう、各施設で作成する安全計画（注）にシステムを活用した安全管理の取組について明記すること。

- (2) システムを導入するに当たっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。
- (3) 導入を行うシステム等の機能及び費用が確認できる資料を提出すること。また、システム等導入のスケジュールや保育士等の業務負担を軽減するための計画、システム等導入のスケジュールや保育士等の業務負担を軽減するための計画、システム等を販売する事業者からの支援体制等を記載したシステム等導入の実施計画書を提出すること。

(注) 安全計画

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号)の(別添)認可外保育施設指導監督基準において、各施設において策定することとされた安全計画

保育環境向上等事業実施要領

1 事業の目的

既存施設の改修等により、利用児童にとっての保育環境の改善を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村（中核市を除く。）とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、市町村は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業。

4 対象施設

保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所

5 対象事業の制限

（１）次に掲げる事業については、対象としないものとする。

①国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業

②施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

③冷房設備を設置又は更新するための改修等を行う事業

（２）本事業の実施については、補助を受けてから 10 年経過後に再度実施することができる。

なお、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限りではない。

熱中症対策事業実施要領

1 事業の目的

既存施設の改修等により、利用児童にとっての保育環境の改善を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村（中核市を除く。）とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、市町村は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置又は更新するための改修等を行う事業。

4 対象施設

保育所及び認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）、家庭的保育事業所、小規模保育事業所

5 対象事業の制限

（１）次に掲げる事業については、対象としないものとする。

①国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業

②施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

（２）本事業の実施については、補助を受けてから 10 年経過後に再度実施することができる。

なお、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限りではない。

障害児受入促進事業実施要領

1 事業の目的

既存施設の改修等により、利用児童にとっての保育環境の改善を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村（中核市を除く。）とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、市町村は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

既存の保育所等において、障害児及び医療的ケア児（人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童をいう。）（以下、「障害児等」という。）を受け入れるために必要な改修等を行う事業。

4 対象施設

当該年度中又は翌年度中に障害児等の受入を予定している保育所、認定こども園、家庭的保育事業所及び小規模保育事業所

5 対象事業の制限

次に掲げる事業については、対象としないものとする。

- （１）国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- （２）施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- （３）既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業